

間接的に計測される金融仲介サービス(FISIM)の導入について(案)

資料 3-1	F I S I Mに関する海外の情勢	-----	1
資料 3-2	第 6 回国民経済計算部会における指摘事項について	-----	6
(参考) 第 6 回国民経済計算部会資料			
参考 1	間接的に計測される金融仲介サービス(FISIM)の導入について(案)	--	9
別紙 1	F I S I Mの対象について	-----	10
別紙 2	参照利子率の計測方法の整理	-----	12
別紙 3	F I S I M産出機関同士の貸借等に伴う二重計上の回避	-----	15
別紙 4	実質化・デフレーター(総合価格指数の選択)について	-----	16
別紙 5	F I S I Mの定義比較	-----	18
参考 2	F I S I Mの推計方法(案)	-----	19
参考 3	F I S I M推計値(案)	-----	23

FISIM に関する海外の情勢

1. 海外諸国における FISIM の SNA への導入状況

- OECD加盟 30か国の中で、FISIM を SNA 本系列に導入していないのは、日本とニュージーランドのみとなっている（図表 1）。
主要先進国の中では、英国が 2008 年に FISIM を導入した結果、日本のみが FISIM を SNA 本系列に導入していない状況にある。

2. 主要先進国の FISIM の現状

- 主要先進 5か国の FISIM の対象金融機関、対象資産・負債、参照利子率をみると、各国とも国際基準を念頭に置きつつも、自国の事情に応じて柔軟に対応している（図表 2）。

3. 08SNA について

- 08SNA においては、FISIM の測定について、EU 基準を始めとする国際的な動向を踏まえ、対象金融資産・負債等について、93SNA からの変更を行っている（図表 3）

4. FISIM に関する海外での最近の議論

- FISIM に関する海外での最近の議論をみると、FISIM からの信用リスクプレミアム、タームプレミアムの控除が大きな論点となっている。

▼ 信用リスクプレミアム

現在の FISIM の計測方法では、信用リスクが高い貸出を行うと FISIM が増加する。後に、貸出が回収できずに不良債権となっても、FISIM の計測には影響しない。このようなリスクテイクの結果の利鞘拡大を、付加価値として計測することでよいのか？

▼ タームプレミアム

より短期で資金を調達し、より長期で貸出を行えば、通常の順イールドの状況では、利鞘が拡大し FISIM は増加する。このような期間の変換活動は、金利リスクを取ることを意味するが、そうした活動を付加価値として計測することでよいのか？

<これまでの議論の経緯>

08年5月：ユーロスタット・国民経済計算ワーキングパーティーにおいて、ECB から信用リスクプレミアムおよびタームプレミアムを FISIM から控除するべきとの提案がなされた。

08年9月：OECD・金融統計 SNA 合同ワーキングパーティーにおいて、ECB が信用リスクプレミアムとタームプレミアムの FISIM からの控除を提言。同ワーキングパーティーは、今後、ユーロスタットの FISIM タスクフォースを国際機関や非 EU 主要国をも含むかたちで拡大し、本件を議論していくことで合意。

09年8月：ISI（国際統計協会）ダーバン総会における FISIM に関するセッション（参加者：BEA、ECB 等）で、FISIM における信用リスクプレミアム、タームプレミアムの扱いが議論され、今後、ユーロスタット等のタスクフォースといった国際的な場で議論していくことが確認された。

～現在：国際連合、OECD、IMF、ユーロスタット、ECB が協議した結果、2010年春以降に信用リスクプレミアム、タームプレミアムの扱いについて、国際的な場で議論していくことで合意されている。

以 上

(図表 1)

OECD 加盟各国の FISIM 導入状況

国名	FISIM 導入状況
オーストラリア	○
オーストリア	○
ベルギー	○
カナダ	○
チェコ	○
デンマーク	○
フィンランド	○
フランス	○
ドイツ	○
ギリシャ	○
ハンガリー	○
アイスランド	○
アイルランド	○
イタリア	○
日本	×
韓国	○
ルクセンブルグ	○
メキシコ	○
オランダ	○
ニュージーランド	×
ノルウェー	○
ポーランド	○
ポルトガル	○
スロバキア	○
スペイン	○
スウェーデン	○
スイス	○
トルコ	○
イギリス	○
アメリカ	○

注) シャドーは、平成 19 年以降に FISIM の SNA 本系列への導入を行った国に付している。

資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「金融仲介サービスの新たな測定方法と SNA への導入に関する調査報告書」(平成 19 年)に内閣府国民経済計算部で加筆・修正。

各国が導入している FISIM の現状

	アメリカ	カナダ	イギリス	フランス	ドイツ	日本 (案)
対象機関	商業銀行、貯蓄銀行、貯蓄貸付組合 (S&L)、クレジット・ユニオン、投資会社	商業銀行、モーゲージ会社、クレジット・ユニオン、ファイナンス会社、公的金融機関	商業銀行、住宅貸付組合、モーゲージ会社、ファイナンス会社、公的金融機関	商業銀行、その他金融仲介機関 (投資会社等)、公的金融機関	商業銀行、貯蓄組合、クレジット・ユニオン、公的金融機関	銀行等、ゆうちょ銀行、ファイナンス会社、公的金融機関、ディーラー・ブローカー (証券会社を除く)
対象資産	金融資産全体	貸出、株式以外の証券	貸出	貸出	貸出	貸出
対象負債	金融負債全体	預金、金融債、劣後ローン	預金	預金	預金	預金
参照利子率	FISIM 対象機関が保有する国債等の金利	運用利子率と調達利子率の中間値	各通貨別のレポ・レート	インターバンク取引金利 (資金貸借に係る利子額 ÷ 資金貸借残高)	インターバンク市場金利 (加重平均)	インターバンク取引金利 (資金貸借に係る利子額 ÷ 資金貸借残高)
実質化手法 (デフレーター)	数量指数を直接推計	CPI 総合指数	GDP デフレーター	GDP デフレーター	CPI 総合指数	CPI 総合指数

注 1) 各国公表資料および各国に対するヒアリング調査等により作成。

注 2) 日本は、平成 17 年基準改定 (案)。

F I S I Mの定義比較

	17年基準改定(案)	08SNA	EU統計局基準(02年)	93SNA
定義	金融仲介機関による「貸出からの受取利子総額」と「預金への支払利子総額」の差額 自己資金の貸出から受け取る利子を含む。	金融仲介機関による「貸出からの受取利子総額」と「預金への支払利子総額」の差額 自己資金の貸出から受け取る利子を含む。	金融仲介機関による「貸出からの受取利子総額」と「預金への支払利子総額」の差額 自己資金の貸出から受け取る利子を含む。	金融仲介機関による「受取財産所得」と「支払利子総額」の差額 自己資金の投資からの受取財産所得を除く。
対象機関	金融仲介機関 (中央銀行を除く)	金融仲介機関 (中央銀行を含む)	金融仲介機関 (中央銀行を除く)	金融仲介機関 (中央銀行を含む)
対象金融資産	貸出 自己資金による貸出を含む。	貸出 自己資金による貸出を含む。	貸出 自己資金による貸出を含む。	財産所得を発生させる金融資産～預金、貸出、株式、株式以外の証券等 自己資金の投資による金融資産を除く。
対象金融負債	預金	預金	預金	支払利子を発生させる金融負債～預金、借入、株式以外の証券等 (株式は自己資金による投資と考えられる)
対象金融資産・負債への配分	現実の受取利率・支払利率と参照利率の差額に基づいて配分。	現実の受取利率・支払利率と参照利率の差額に基づいて配分。	現実の受取利率・支払利率と参照利率の差額に基づいて配分。	現実の受取利率・支払利率と参照利率の差額に基づいて配分。 これにより難しい場合、金融資産・負債残高の総額、あるいは、その他の適当な金融変数に対して比例的に配分することも可
参照利率の概念	預金取扱機関同士の預金・貸出の平均利回り (銀行からノンバンクへの貸出を含まない)	サービスを含まず、預金・貸出のリスクと期間構造を反映した金利(インターバンク貸借レート等)	金融仲介機関同士の預金・貸出の平均利回り	資金借入に伴う純粹費用～リスクプレミアムを最大限取り除き、いかなる仲介サービスをも含まない率 (インターバンク貸出レート、中央銀行貸出レート)
中央銀行の扱い	FISIMの対象とせず、コスト積み上げ方式で産出額を推計し、配分先は金融仲介機関の中間消費とする。	FISIMの対象とする。	FISIMの対象とせず、コスト積み上げ方式で産出額を推計し、配分先は金融仲介機関の中間消費とする。	FISIMの対象とする。

※ 17年基準改定(案)の預金には金融債を含む。

第 6 回国民経済計算部会における指摘事項について

1 F I S I Mの対象、概念等について

- F I S I MをGDPに反映させること自体は良いと思うが、ハイリスク・ハイリターンの活動を行っている機関ほど、マージン率が高くなり、貸出の付加価値が高いということになるがそれでよいのか。

また、対象商品を預金や貸出に限るとしているが、より広範な金融商品を含めていた93SNAと比べて考えとしては後退していないか。例えば、貸出を行っても、証券化してしまうとF I S I Mでは反映できないといった問題があるのではないか。

⇒ 国際的にも、信用リスクをF I S I Mにおいてどのように計測すべきかは議論のあるところである。なるべく信用リスクを除いた形でF I S I Mを計測すべきとの議論はあるが、各国ともそうした考えを導入する段階ではない。

また、貸出債権を証券化した場合にはF I S I Mの対象からはずれることになるが、F I S I M導入の目的に国際比較の可能性の確保があることから、わが国でも今回の案で導入すべきと考える。

- 参照利子率は、預金と貸出に着目する場合は、インターバンク市場のレートが一番いいのではないか。

ノンバンクについては、貸出だけをF I S I Mとして計上する必要性はあるのか。海外でも、金融仲介サービスとしているのか。

金融持ち株会社が主流になってきているが、グループ間取引をどのように扱っているのか。

⇒ 海外では、インターバンク市場のレートを用いたり、今回の案のように金融機関間の資金取引の残高と利子から計測したりしている。結局、調達利子率と運用利子率の間にどれがうまく収まるのかという観点も、参照利子率の選択に大きく影響している。

ノンバンクについては、各国によって制度面の違いはあるものの、英国やカナダでも対象としており、貸出サービスだけであってもF I S I Mの対象とすべき。

グループ間取引については、F I S I M産出機関同士ではF I S I Mが発生しない扱いとしている。

- 公的金融機関では、制度面から、民間のような市場サービスが成立せず、問題があるのは事実だが、F I S I Mの対象に含める方向で考えるべきである。

⇒ F I S I Mの対象となる公的金融機関の位置づけと範囲については、政府系貸出金融機関や財政融資資金については、直接に資金を受け入れたり、直接に貸し出しを行っていない部分があるとしても、実質的に資金の貸し手と借り手を仲介するサービスを行っている（金融仲介機関）ことから、F I S I M産出機関としている。

なお、93SNA においても政府系貸出金融機関については、金融仲介機関と位置づけている。

2 実質化について

- 実質化に利用するC P Iについては、今般の原油高の状況では、輸入価格の上昇の影響があり、G D Pデフレータとの違いが顕著になる。実質化の違いの影響をもう少し慎重に評価するべきではないか。
- 本来、実質化については、金融サービスに係る活動の指標を用いるべきであるが、C P Iで実質化を行うのは最後の手段と考える。

⇒ C P I総合指数は、エネルギー価格の国内価格への影響も含んでおり、カバーできる範囲が広く望ましいものと考えている。G D P成長率にどの程度の違いがあるのか評価したところ、影響は小さいと判断している。

また、①我が国において「金融部門に関する数量指標」の開発に未だ至っていないこと、②G D Pデフレータ、国内需要デフレータの活用については、S N A推計手順の問題から整理すべき課題が存在していることから、今回の案においてC P I総合指数の選択を提案したものである。

3 国際基準等について

- 国際基準（08SNA、EU基準等）自体には改善すべき課題があると思うが、国際比較可能性を確保するため、わが国でも同基準に沿って、F I S I Mの推計を行うべきである。
- F I S I Mの導入における方向性に大きな異存はないが、国際基準ありきでは議論の意味がない。我が国として、どう考えるべきかということが必要。

- ⇒ 主要先進国で FISIM を SNA 本系列に導入していないのは日本のみとなっている。国際比較可能性を確保する目的から、我が国でもその基準に準拠し、今回の推計方法を提案したもの。一方で預金や貸出の期間の違いに伴う利率差の問題や信用リスクの取扱いなど国際的な議論も進行形であり、また、各国とも金融、経済事情に違いはあるため、FISIMの本体系への導入後においても、引き続き、我が国としてのFISIMの在り方の検討を進めていきたい。
- ⇒ FISIMについては、現在でも国際的に議論のあるところであり、我が国としてもその議論に積極的に参画していきたい。